

山梨県立大学ライブラリースタッフ要項

(平成22年5月11日制定 図書7001-3号)

(目的)

第1条 この要項は、山梨県立大学図書館規程（以下「図書館規程」という。）第12条の規定に基づき、山梨県立大学飯田図書館及び山梨県立大学看護図書館（以下「図書館」という。）ライブラリースタッフ（以下「ライブラリースタッフ」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ライブラリースタッフとは、図書館活性化に関する活動及び図書館の業務補助を行うため、本学学生により構成される組織をいう。

(活動)

第3条 ライブラリースタッフは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館活性化活動
- (2) 図書館広報活動
- (3) 図書館ツアー
- (4) その他図書館規程第3条各号に定める業務の補助

(任期等)

第4条 ライブラリースタッフの任期は、6か月又は1年とし、再任を妨げない。

2 ライブラリースタッフに欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 ライブラリースタッフに、リーダー及びサブリーダー（以下「リーダー等」という。）を置く。

2 リーダー等の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 リーダー等は、図書館職員の助言を得て年間の活動計画を策定し、その計画に沿って活動する。

4 リーダー等は、図書館職員と活動状況について、概ね毎週1回、ミーティングを行う。

5 リーダー等に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第6条 図書館は、ライブラリースタッフの活動に対し、予算の範囲内で報酬を支払うことができる。

(募集及び選考)

第7条 ライブラリースタッフの募集及び選考については、次のとおりとする。

- (1) 募集は年1回とする。ただし、欠員が生じた場合はこの限りではない。
- (2) 選考は面接により行う。
- (3) 選考は募集期間内に行い、採用者が募集人数に達し次第、終了する。

(遵守事項)

第8条 ライブラリースタッフは、活動中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。